

用地調査等業務共通仕様書 新旧対照表

※下線部分が今回改正箇所

■別記 4 営業補償調査算定要領

(新)	(旧)
別記 4 営業補償調査算定要領	別記 4 営業補償調査算定要領
第 1 条 (略)	第 1 条 (略)
(調査)	(調査)
第 2 条 営業に関する調査は、次に掲げる事項について行うものとする。	第 2 条 営業に関する調査は、次に掲げる事項について行うものとする。
一 基本的調査事項	一 基本的調査事項
(一) 法人が営業主である場合の調査は、次に掲げるほか必要と認める事項について行うものとする。	(一) 法人が営業主である場合の調査は、次に掲げるほか必要と認める事項について行うものとする。
イ (略)	イ (略)
ロ (略)	ロ (略)
ハ 収益及び経費に関するもの	ハ 収益及び経費に関するもの
(1) 直近 3 か年の事業年度の確定申告書 (控) 写 (原則として、 <u>国税電子申告・納税システム (e-Tax) の受信通知による</u> _____ものとする。)	(1) 直近 3 か年の事業年度の確定申告書 (控) 写 (原則として、 <u>_____税務署受付印のあるものとする。)</u>
(2) から (5) (略)	(2) から (5) (略)
ニ (略)	ニ (略)
(二) (略)	(二) (略)
二 (略)	二 (略)
三 (略)	三 (略)
第 3 条から第 12 条 (略)	第 3 条から第 12 条 (略)

(新)					(旧)				
別表 1 固定的経費認定基準					別表 1 固定的経費認定基準				
○ 固定的経費として補償できるもの △ 実情に応じて固定的経費として補償できるもの × 固定的経費として補償できないもの					○ 固定的経費として補償できるもの △ 実情に応じて固定的経費として補償できるもの × 固定的経費として補償できないもの				
番号	項目	細目	認定可否	判断基準	番号	項目	細目	認定可否	判断基準
	①から⑭ (略)					①から⑭ (略)			
⑮	役員給与		△	役員の給与については、株主総会の決議によって事業年度における支給額が定められるものであり、変更にあたっては株主総会の厳格な手続きが必要となることから、定期同額給与等に該当し損金算入が認められる場合には、基本的には固定的経費とする。 ただし、役員が使用人を兼務している場合（使用人兼務役員）の役員給与のうち、使用人職務分については、従業員に対する休業手当相当額として考慮するため固定的経費としない。					
別表 2 (略)					別表 2 (略)				
別表 3 (略)					別表 3 (略)				

■別記２０ 移転雑費算定要領

(新)	(旧)
別記２０ 移転雑費算定要領 第１条及び第２条 (略) (算定) 第３条 移転雑費は、移転雑費補償金算定書(様式第１号)を用いて次のとおり算定するものとする。２ 附帯工作物の図面は、原則として、次により作成するものとする。 一 (略) 二 法令上の手続に要する費用 (一) 建物等の建築に関する手続費用 ア 運用方針第１７第３項(１)に掲げる建築物確認申請手数料は、建築基準法第６条第１項(同法第８８条第２項において準用する場合を含む。)に規定する建築確認を必要とする建築物等の確認申請手数料(中間検査手数料及び完了検査手数料、構造計算適合性判定手数料を含む。)及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第１１条第１項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けるための手数料(同項ただし書きによる場合を除く。)とする。 イ 建築物確認申請手続業務報酬額 建物等を移転するために建築物確認申請が必要な場合に、必要となる建築確認申請手続業務報酬額(確認申請図書の作成及び確認申請の代行に要する費用)及び建築物エネルギー消費性能適合性判定申請手続業務報酬額(建築物エネルギー消費性能適合性判定申請図書の作成及び適合性判定申請の代行に要する費用)は原則として、本号(ウ)に定める設計、工事監理等業務報酬額に含むものとする。ただし、設計、工事監理等業務報酬額を補償しない場合であって、確認申請図書の作成及び確認申請の代行が必要と認められるときは、当該費用を補償するものとする。 以下 (略)	別記２０ 移転雑費算定要領 第１条及び第２条 (略) (算定) 第３条 移転雑費は、移転雑費補償金算定書(様式第１号)を用いて次のとおり算定するものとする。２ 附帯工作物の図面は、原則として、次により作成するものとする。 一 (略) 二 法令上の手続に要する費用 (一) 建物等の建築に関する手続費用 ア 運用方針第１７第３項(１)に掲げる建築物確認申請手数料は、建築基準法第６条第１項(同法第８８条第２項において準用する場合を含む。)に規定する建築確認を必要とする建築物等の確認申請手数料(中間検査手数料及び完了検査手数料、構造計算適合性判定手数料を含む。) _____ _____とする。 イ 建築物確認申請手続業務報酬額 建物等を移転するために建築物確認申請が必要な場合に、必要となる建築確認申請手続業務報酬額(確認申請図書の作成及び確認申請の代行に要する費用) _____ _____は原則として、本号(ウ)に定める設計、工事監理等業務報酬額に含むものとする。ただし、設計、工事監理等業務報酬額を補償しない場合であって、確認申請図書の作成及び確認申請の代行が必要と認められるときは、当該費用を補償するものとする。 以下 (略)